

平成20年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年9月9日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 小林正文・ 副町長 奥野勝利
会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸
教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第3回定例会議事日程（1日目）

平成20年9月9日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 同意第 3号 上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 報告第 7号 平成19年度の健全化判断比率等の報告について
- 日程第 7 認定第 2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第47号 _____
- 日程第16 議案第48号 _____
- 日程第17 議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等

の一部を改正する条例について

日程第18 議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について

日程第19 議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第2号）について

日程第20 発議第 3号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席を願います。

ただいまの出席議員は全員です。ただいまから平成20年第3回上毛町議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に「運営資料1-②」として配付しておりますので、ごらんください。

○議長（村上正弘君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、5番 安元議員、6番 大山議員を指名します。

○議長（村上正弘君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元「運営資料1-①」をごらんください。

今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いしたところ、9月5日運営委員会を開催していただき、今期定例会の会期を本日から19日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から19日までの11日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から19日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、同意1件、報告1件、19年度の決算認定8件、条例案4件、予算案1件の計16件と、議員から提出された発議1件を合わせた合計17議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。

お手元に配付の「会期日程表（案）」をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、諮問第2号、同意第3号及び報告第7号の3議案については、本日審議・採決を行い、残りの13議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆さんにお願いいたしますが、本日審議・採決を予定している議案に対する総括質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう御協力をお願いします。

議員から提出された発議1件については、提出者の趣旨説明を受け質疑を行った後、委員会付託を行わず、最終日に討論、採決をしたいと思います。

9月12日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

9月16日を文教・厚生常任委員会、9月17日を総務、産業・建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

9月19日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論・採決を行います。

以上の件につきましては、議会運営委員会で協議をしていただき、決定を受けておりますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4諮問第2号、日程第5同意第3号、日程第6報告第7号、日程第7認定第2号、日程第8認定第3号、日程第9認定第4号、日程第10認定第5号、日程第11認定第6号、日程第12認定第7号、日程第13認定第8号、日程第14認定第9号、日程第15議案第47号、日程第16議案第48号、日程第17議案第49号、日程第18議案第50号、日程第19議案第51号、以上、16件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鶴田忠良君）おはようございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成20年第3回上毛町町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、御参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

提案理由を申し上げます前に、少し時間をいただき、所信を申し上げたいと思いますので、御了承いただきと思います。

国政では、8月29日には総合経済対策をまとめ、臨時国会に補正予算案を提出するとした矢先の福田首相の退陣表明は、まさに驚きそのものであったというふうに思います。国内では年金、医療などの社会保障問題、原油高による物価の上昇が国民負担に追い打ちをかけ、国外では北朝鮮の核の問題が解決しないまま、ロシア・グルジア紛争など新冷戦の足音が聞こえ、日本の政治は足踏みしている余裕等のない状況のもとにあり、今後の新内閣による対外アピールも含めた政権運営の安定と、国民生活に直結する諸課題の早急な解決を強く求めたいと思うところであります。

ここで、先般築上東中学校の生徒とともにオーストラリア訪問を行った所感を少し申し上げたいと存じます。面積は日本の20倍、人口は逆に6分の1、北京オリンピックでは13個の金メダルに輝いたオーストラリアは、目覚ましく発展している西部都市パースの鉄鉱石を初め、農産物等の資源に恵まれ、根底に国家への強い信頼があつてか、国民は自信に満ち、生活は活気にあふれておりました。ふと、オーストラリアと同様に豊富な資源を有し、国力を強めている発展途上国を含めた世界各国と日本はどう対峙するのだろうかと考え、改めて国外にありまして国政を見直しますと、内向きの議論ばかりが目につき、資源の乏しい日本をどう存立させるかといった外向的視点が欠けた政情が無性に気がかりで、危惧と懸念が深まるばかりでありました。同行した生徒たちを見て、我々は彼らに、オーストラリアの明るく優しい子供たちのように何の疑いもなく自信と信頼を寄せている国をつくって譲り渡せるだろうか、責任の重大さを改めて感じた次第でありました。

ところで、8月は関東を中心にいたしまして、日本国内各地で局地的に記録的な降雨があり、土砂崩れや住宅の浸水による被害が多発し、地球温暖化による異常気象ではと懸念をしているところであります。我が国が唯一世界に面目を保った洞爺湖サミットのG8合意の温室効果ガス50%削減は、早期実現に向けた具体的努力を全世界が真剣に行うことが急務であるというふうに思っているところであります。

本町につきましては、平成19年度一般会計、特別会計ともに遺漏なく決算報告が可能となり、20年度前半の事業、行事は計画どおり進捗いたしておりますことを、まず御報告を申し上げたいと存じます。今後は長期的に安定した行財政運営を行うため、創意工夫による施策の展開を図ることが重要であります。依然として国・県を含め、財政低迷により将来の展望に光が見えず、厳しい財政状況に変わりはなく、町民や職員の意識改革と財政安定化へ向けた積極的な取り組みを続けなければならないと考えております。

これからの地方自治は、住民が行政に対し一方的に行政サービスを求めるものではなく、住民にできることはみずからの活動として積極的に取り組んでいただき、行政は住民や重要なパートナーとしてのコミュニティー組織と協働し、相互に連携した体制の構築が重要であると考え、また、まちづくりは地域づくりよりとする、これからのまちづくりにおける基本でもあり、同時にまた地域の活性化がより一層図られるためのものでもあると確信するところであります。

本町の将来像、「みんなでひらく上毛の未来」を目指し、町の歴史や文化、自然や地域資源等の活用を図って、町の指針、総合計画を着実に推進し、さらなる行政改革を行い、効果的、効率的な行政運営に努めてまいりたいと存じております。議員各位におかれましては、今後とも特段の御理解、御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

では、これより提案理由の説明に入りたいと存じます。

本定例会に提出しております案件は、人事案件2件、報告1件、認定8件、条例案4件、補正予算案1件の計16議案であります。順次説明を申し上げます。

認定第2号から認定第9号までにつきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者より決算書が提出されましたので、これを8月7日、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。1名の人権擁護委員が任期満了となることに伴い、新たに人格、識見でその職務を公正に行うにふさわしい林田君代氏を候補者として推薦いたしたいと思っておりますので、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号 上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について。現委員3名の任期が11月28日をもって任期満了することに伴い、それぞれの委員を再任すること

について同意を求めるものであります。

報告第7号 平成19年度の健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が19年6月に公布され、四つの財政指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等を監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告することが義務づけられましたので、今議会に19年度健全化判断比率をお示しいたし、健全体制状況であることをここに報告するものであります。

認定第2号 平成19年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額48億3,763万3,000円、歳出総額46億1,588万3,000円、歳入歳出差し引き2億2,175万円であります。19年度は三つの重点施策として、行政改革、少子化対策、産業振興などを基本とし、経常的経費は節減に努め、事業につきましては効果的、緊急性を十分配慮して取り組んでまいりました。

歳出の主な内容であります。総務費では今後の行政運営の根幹とした住民との協働のまちづくりを目的とした住民参加型、いわゆるワークショップにより、地域の課題や地域資源等活用の意見を反映させていただき、地区別コミュニティー計画を策定、またコンパクトで機能的な行政運営をするための行政改革の一環として、大平楽を含む大池公園等有料施設の指定管理者の公募と選定、並びに交通弱者のため生活交通の確保に配慮した公共交通体系の整備を図るため、生活交通対策協議会により具体的な方策の検討とコミュニティバス2台の購入等であります。

少子高齢化対策としては、老人や障害者のニーズが増大、多様化する中、住宅での生活支援を中心とした各種施策を展開、子育てを安心して行える環境整備として、病後児保育や大平地区での学童保育事業の開始、また母子保健事業による子育て支援活動の充実、さらには感染予防対策として、はしか及びインフルエンザ予防接種を行い、助成制度の効果により幼児や高齢者等の流行の抑制につながったと考えております。

産業振興では、農林業の活力を生み出すため、認定農業者や営農組織への支援、生産基盤となる農地整備を行い、生産性の確保を図るための施策を充実、並びに町民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とした食と農に係る施策を総合的かつ体系的に推進していくための活動を行ってまいりました。

土木事業といたしましては、安全で機能的な生活道路整備として、町道の拡幅改良、舗装工事を計画的に実施、また継続事業4年目であります交通安全施設等整備事業及び東九州自動車道建設に伴う協力支援、スマートインターチェンジ設備要望等に係る

基礎検討調査等の事業を展開してまいりました。

教育では、各校で教育指導計画書を作成し、特色ある学校づくりと学力向上に取り組むとともに、教職員の資質の向上や耐震補強に向けて中学校校舎の耐震診断を実施、社会教育では町民の交流と融和を目的として各種事業を実施、また防災対策として消防ポンプ及び消火器等の設備整備を行い、安心、安全なまちづくりの推進に努めてまいりました。

以上が主な施策であります。

昨年度は新型交付税の導入と、地方自治体が自主的な財政運営が行えるよう、税源移譲を含む国と地方の税配分の見直し等により、歳入に占める地方税のウエートが高くなっております。また、コンパクトな行政機能の充実を目指す中、人件費、物件費は抑制してまいりましたが、扶助費等の義務的経費の増大など、財政状況は厳しい傾向に変わりはなく、歳出削減による財政のスリム化を進め、重点的に取り組む分野において効率的、効果的な財源配分を行いながら、各種施策を推進してまいったところであり、今後とも引き続き自主財源の確保と、集中改革プランに基づく事務事業の見直しと、徹底した経費の節減を図り、財政健全化に努めてまいる所存であります。

認定第3号 平成19年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額10億2,622万6,000円、歳出総額10億1,650万7,000円、歳入歳出差し引き971万8,000円であります。療養給付費は、対前年比11.5%、例年同様で増加しており、国保会計の健全な運営を図るためには厳しい状況であり、大幅な歳入不足が生じております。目的税としての性質上、保険加入者に応分の負担を求めることは必須ではありますが、住民負担の軽減を図るため、その対策として税率を抑えた課税を行いましたので、財源不足額3,800万円を一般会計からの補てんとして、財政運営となりました。

認定第4号 平成19年度上毛町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額12億1,842万4,000円、歳出総額11億9,938万8,000円、歳入歳出差し引き1,903万6,000円であります。老人医療対象者が75歳以上に制度改正され、現在2年目の経過措置期間中ではありますが、対象者の変動は余りなく、医療費につきましては抑制傾向になっております。

認定第5号 平成19年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額6,878万1,000円、歳出総額6,765万7,000円、

歳入歳出差し引き112万4,000円であります。診療所の経営は患者数の減少が引き続き、赤字体制が続いております。また、常駐医師の確保も困難と、地域医療の経営はますます厳しい状況下に置かれており、今後は地域医療の事情を踏まえた上で経営形態の見直しを検討してまいりたいとも考えておるところであります。

認定第6号 平成19年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額5,541万円、歳出総額5,386万円、差し引き155万円の繰り越しとなっております。八ツ並・吉岡・土佐井地区の加入対象戸数331戸に対し加入戸数220戸で、加入率66.5%であります。未加入者には高齢者世帯や一人世帯が多数を占め、理解が得られない状況であります。今後とも加入促進に努め、生活環境の改善を図ってまいる所存であります。

認定第7号 平成19年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額7,149万8,000円、歳出総額7,057万6,000円、差し引き92万1,000円の繰り越しであります。加入戸数848戸、加入率92.5%で、総給水量12万6,000トンで、昨年度とほぼ同水量であります。歳出といたしましては、営業費用と建設企業債償還金が主なものであります。

認定第8号 平成19年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額1,218万円、歳出総額1,086万3,000円、差し引き131万6,000円の繰り越しとなっております。貸付対象者は大学生21人、高校生1人で、奨学金は869万5,000円であります。償還対象者は37名で、全員順調に償還されていることを報告いたします。

認定第9号 平成19年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額562万円、歳出総額520万9,000円で、差し引き44万1,000円となっております。滞納総額5,796万円で回収率9.2%と、依然として厳しい状況であります。今後は悪質滞納者対策として徹底した返済指導をする一方、気を緩めることなく精力的に徴収活動をやってまいる所存であります。

議案第47号並びに議案第48号につきましては、法律名の改正、用語廃止等に伴い、関係条例の一部を改正するための改正条例であります。

議案第49号 上毛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について。地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布されたことに伴い、それに準じて関係条例を改正するものであります。

議案第50号 上毛町食育のまちづくり条例の制定について。近年、食の安定性が損なわれており、食を取り巻く環境が危機的状況になっておる今日、食育基本法に基づき本町における食育の推進に関する基本理念を定め、町・町民・関係団体等の責務を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に食育を推進し、健康で生き生きとした町民の生活と活力ある地域社会の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

議案第51号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第2号）について。今回の補正予算額1億2,469万2,000円で、歳入歳出予算総額は47億37万8,000円となります。

歳出の主なものといたしましては、職員の退職勧奨による3名分の退職手当特別負担金、奨励退職として65歳以上の年金受給者に対し納税の便宜を図ることと、市町村における徴収の効率化を図ることを目的とした特別徴収制度が21年より導入されることに伴い、そのシステム改修費、農業環境整備事業として三田中造地区農道の舗装工事費、農産物の品質の向上や低コスト生産に取り組んでいる営農組織を育成するための事業費、福岡県の森林環境税による事業として、5カ年計画で市町村が主体となって荒廃した森林の再生に取り組むことになっており、その関係事業費、旧東上小学校講堂改修工事費等を計上いたしております。

歳入につきましては、国県支出金等の特定財源が4,892万8,000円、一般財源として前年度繰越金、臨時財政対策債を充当いたしております。

以上、概略御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でありますので、慎重に御審議をいただき、御同意、御承認、御可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）まず一般会計ですが、合併協議の中で財政計画が示されました。

区分として町税から町債まで20区分に分け、この中で平成19年度の数字が示され、

歳入総額が54億5,600万円です。平成19年度の調定額の総額は49億円です。その差額は約5億5,000万になります。区分の町税から19番目の諸収入までの差額は多少の違いがあっても、財政計画に近い数値で推移していますが、町債は平成19年度財政計画で12億3,000万円です。19年度決算調定額の数字は5億500万円で、その差額は7億2,000万であります。この大きな歳入の差額が生じている原因、ここに財政計画と実際の19年度決算で大きな歳入の差額が生じている原因があると思います。合併協議の中で、合併すると投資余力があると言って合併したが、今後も財政計画に沿って国・県なりとの合併支援金を活用しようとしているのか、財政の厳しい中を考えると合併支援金を差し控える考えなのか、この点についてお伺いいたします。

次に、平成19年度歳入歳出の残高ですが、2億2,000万ありますが、基金繰り入れはゼロです。今後、繰上償還などをしようと考えているのかどうかをお伺いいたします。

それから、地方交付税についてですが、2006年の地方財政対策で、地方交付税の減額について、国が将来交付する地方財源から補てんするように改定されていると思いますが、この点についてお伺いいたします。

それから、19年度の臨時財政対策分の返済金は幾らなのか、また交付税措置を幾らされているのかお伺いいたします。

それから、選挙費委託金ですが、参議院選挙と県知事県議選がありましたが、この中で収入済みと支出済みがありますが、両方とも多少支出済みのほうが多くなっています。この上毛町は合併して投票所、それから掲示板が減らされました。それで参議院選挙で520万、県議選で310万円来ていますが、築上町のほうではいずれもそのまま投票所と掲示板を変えなくて、9億近く来ているわけですよね。県議選の場合が5億ぐらい来ているんですか。それから吉富のほうは上毛町よりも少ないんですけど、実際にそのまま合併前で投票所、掲示板を設置した場合に、上毛町もそれ相当の金額が来るとは思いますが、この点についてお伺いいたします。

それから、性質別歳出状況の中で、合併前に示した財政計画の数字と比べると、投資的経費だけが大幅に見込み違いをしています。いずれも大体それに近い数字でいっていますけれども、投資的経費だけが大幅に見込み違いしています。これは今後、投資的経費を仮に控えようとしているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

財政状況を考えながら控えようとしているのかどうか、お伺いいたします。

それから、財政力指数とか経常収支比率など財政規模も示されましたけれども、実質単年度収支は幾らなのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）質問が多岐にわたりましたので、その都度ちょっと質問内容についてまた聞きたいと思しますので、よろしくお伺いいたします。

合併による建設計画に伴う財政計画が19年度の決算と差があるということですが、9番の質問と答弁が一緒になると思いますが、一応、本町におきまして、うちの財政規模から比率を考えますと、公債費の残高が相当高いということで、極力公債費の残高をこの合併後10年間で半減にしたいという目標を立てております。合併特例債等につきましては、必要な投資、建設資金として活用いたしますが、むやみには借金はしないということではしておりますので、地方債につきましては現在、合併に係る市町村支援金等がありますので、その限られた支援措置の中で運営をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、繰上償還につきましては、昨年、一応繰上償還を一部しておりますが、国の方針に示されている分につきましては繰上償還に係る補償金の免除がございしますが、それ以外は従来の利率を補償金として上乗せして返還しなくてはならないということではございますので、なかなか厳しいものがあります。私としましては、現在可能であれば繰上償還したいと思っておりますが、なかなか財政負担を強いるということでは難しいということです。

それから、次が地方交付税についてですかね。どういうことでしたかね。減額。

○9番（茂呂孝志君）2006年度の地方財政対策で減額、これはいろいろ計画の景気が悪くて、国税五税分の収入に伴う税が入ってこないということで、将来の交付金を充てて補てんするような改定をしているのではないかということです。ですから、なかなか見えにくいかもしれませんが、そういう考えの中で地方交付税が来ているのかなと私は思ったわけですが、今回、新型交付税もいろいろありますけれども、その点についてこういうふうに改定されたのではないかなというふうに私は思っているんですが、どうなのか。

○総務課長（友岡みどり君）交付税は、町長が先ほど提案理由で申しましたように、新

型交付税が導入されておりますので、うちとしては人口規模とか面積規模等を勘案されますと若干増額しております。ただ、臨時対策債等で国の財源不足分をうちが肩がわりして借金して、交付税金額を補てんしたような形で運営しておりますので、実質的には私は交付税については、法定五税の分の財源配分としては減額になるのではないかというふうに考えております。

それから、臨時対策債の交付税額でございますが、これは毎年償還金に係る分の100%が交付税として一応措置されております。

それから、選挙費の関係ですが、これは決算に係る付託案件でございますので、委員会のほうで説明したいと思いますが、収入済みと支出済みの差と申しますが、一応、収入につきましては国県支出金、それから一般財源を充当いたしまして支出を賄っておりますので、実質的な赤ということはありません。それから合併前、何ですかね、投票所の関係の数ですね、統廃合する前の関係で、看板等の関係が減ったのではないかということですが、実質的には看板等に係る分の交付金は減っております。それから、ただ人件費等に係る分もですね、従来であれば5投票所ございましたので、4投票所分の人件費が削減されております。経費節減の折、できるだけそういう無駄といいますか、効率化というか、そういうことを含めると、投票所についてはうちの規模であれば適正な数ではないかというふうに考えております。

それから、9番の投資的経費についてです。控える考えはないかということでございますので、先ほど申したとおりでございます。今後控えていくということで、健全財政運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、実質単年度収支、19年度の分ですか。（「はい」と呼ぶ声あり）19年度につきましては、決算書で見ますと2億2,000万の繰り越しという形になっております。

以上でございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）まず、最初にした財政計画に基づく投資的経費ですよ。これでは我が町は公債費が残高が多いから、10年間で半減したいというふうな答弁でありましたけれども、合併のときにやっぱり説明するときには、こういう数字を示したわけですよ。そして投資余力があるから合併したほうがいいんだということを言ったわけですよ。私はこのような数字で推移していくと、いずれ借りたくても借りることが

できない状況になりやせんかと言ったのですが、まさにそのとおりようです。もしこれをまともに借りていったらですよ、平成17年度から21年度までの地方債通常分と合併支援金は100億円借りるんですよ。とてもこれじゃやっていけないと思います。最初からこういう計画を出して通しよるばいと言ってきたわけですよ。当初からむちゃな話をしてきたと私は思っています。

それから、歳入歳出残高の繰上償還の件について、今後上乘せして返還しなければならないということで、かなり難しいという答弁でありましたので、これはこれとしてですね。

それから、選挙費委託金なんですが、私が聞きたいのは、投票所とか掲示板をもとに戻せばそれ相当の金が国から来るのではないかというふうに、私はそこを聞きたいわけですよ。やっぱり投票所を減らして村会議員選挙、それから参議院選挙、まあ国政選挙でもそうですが、かなり奥地のほうですよ、東上とか西友枝の投票所のほうがかかなり投票率が落ちています。町は当初、それを防ぐためにマイクロバスを出すとかどうこう言っていましたけれど、これは県の選管から、そういうことは適切でないということで指導されたと思います。そういうのがあってですね、今後、地域的にはやっぱり東上、西友枝は高齢化していきます。なかなか投票所に行きにくくなると思います。やっぱりそういう状況でありますので、町民が国政に……。〔議長、審議やってるの〕と呼ぶ声あり〕

○議長（村上正弘君）いえ、審議ではありません。はい。一応、質疑の範囲で。

○9番（茂呂孝志君）そういう考えでありますのでね、私はもとに戻してほしいと考えています。町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）投票所の件につきまして、これは先般の議会のときにも同様の質問が多分あったと思うわけでございますが、それに答弁したとおりでございますので、変更するつもりはございません。

○9番（茂呂孝志君）選挙委託金の件について。

○議長（村上正弘君）答弁漏れがありますか。ちょっとそれ言うて。

○9番（茂呂孝志君）選挙委託料の件について。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君） 委託金がたくさんもらえるから投票所をふやしてもいいんじゃないかという考えは、私どもはございません。選挙事務の効率化、適正化を運営するためには、2カ所ぐらいでしないと、職員数も限られた人数でございますので、投票、それから開票に係る事務というのは相当な神経を費やして行わなければいけませんので、できれば2カ所ぐらいで対応して、選挙事務が問題なく、滞りなく行えるような体制でやっていきたいと考えております。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了いたします。

○議長（村上正弘君） 日程第20、発議第3号 上毛町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

中議員。

○7番（中 宏君） 提案理由の説明をいたします。

上毛町議会会議規則の一部を改正する規則について。

このことにつきましては、平成20年6月に地方自治法が一部改正され、それに伴い改正をしようとするものでございます。中身につきましては、地方自治法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる」という規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の活動の場と位置づけるため、位置づけを明確にするため、全員協議会の項目を新たに会議規則に設けようとするものでございます。これにつきましては、賛成者につきましては、議会運営委員会の皆さんに賛成者ということで調整させていただいたことも申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君） 説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 質疑なしと認め、中議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

これから、本日審議、採決を行う議案の上程を行います。

○議長（村上正弘君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） それでは、人権擁護委員の候補者の推薦について朗読させていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成20年9月9日提出。上毛町長、鶴田忠良。

氏名、林田君代。生年月日、昭和22年9月16日生まれ。住所、上毛町大字安雲635番地。

理由といたしまして、人権擁護委員1名の任期満了に伴い、候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次のページに、参考資料として履歴書を添えておりますので、御一読いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村上正弘君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君） ボランティア活動のグループの団体でもって活動しておるといって、人格、識見等については問題はないと思いますけども、国際的に見ても人権問題ということ非常に重要な課題として取り組まれているところございまして、上毛町としてはここ二、三年、こうした人権問題等の事案が何件ぐらいあったのかお尋ねします。

○議長（村上正弘君） 住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） 人権問題といいますか、人権相談等で活動いたしておりますけど、正式には法務局のほうで把握しておりますけど、人権相談、今は年に2回、上毛町で1回、吉富町で1回やっておりますけど、そんなに多くはございません。もう数件程度の相談でございます。

以上でございます。

○12番（亀頭寿太郎君）以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（村上正弘君）日程第5、同意第3号 上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）同意第3号 上毛町固定資産評価審査委員会委員の選任についてということで、本日、町長より提出させていただいております。

大秋豊氏、奥永明氏、末松美知郎氏、以上の3名が11月28日に任期満了になることに伴いまして、再任するために選任いたしましたので御同意をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

福島議員。

○11番（福島文博君）3名の方で、1名の方は随分長いんですね。合併前からでもあ
るし、まあ年齢をどうこう言うんじゃないからいいんで

すけども、やはり合併して相当な人口もふえておるし、適任者がまだあるんじゃないかと、同じ人じゃなければできないということであれば別として、特別技術が要るんでもなくて、資格も何もないと思うんですけど、そこら辺を執行部として考慮したのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（村上正弘君） 総務課長。

○総務課長（友岡みどり君） この固定資産審査委員につきましては、中立的、専門的な知識を必要といたしますので、なかなかそういう方々が少ないということでございます。お年を召した方につきましても、まだ十分そういう判断能力があるということで、町長が選任をさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（村上正弘君） 福島議員。

○11番（福島文博君） 今言われるようにね、専門的な知識を持っておられると。そうしますとですね、いつまでもいつまでも、死ぬまでこの人をそのまま持っていくかというような結果になると思います。やはり地域の中でもいろいろと、人のたとえうわさであっても、やっぱり住民の声というものを真摯に受けとめなくちゃいけないと思うんですよ。合併してまさに人口が8,400という人口の増になってきとるんだから、そうした資格を持った人も、表に上がっていない人も、調査する必要はないかもわからないけど、私はですね、もう何十年と特定の人で、そうすると新しい方は、やっぱりあの人の言うことならもうそれでいいわと、妥協性が出てくるような可能性もあり得るんです。だから、今日やっぱり若い人がどんどん伸びてきとるんだから、そういう方々の中にも、私はないとは言えないと思うんです。あるはずなんですよ。

まあ、私にはわからないにしても、今言うように、当局のほうでそういうものをつぱり精査した上で決めるということが好ましいと、これは公平な立場で私はやるべきだと思うんですね。この人が悪いと言うとるんじゃないけれども、合併して今日もう3年になろうとしておる。しかも、その前からずっとですね、何十年になるはずですよ、歴史の中をひもといたら。そういうことで、私はやはり若い人にも意欲を持たせ、夢を持たせるという意味からしても、そういう資格を持っている人は、ほかのことでも資格を持った人がおるはずなんですよ。そこら辺で執行部がお決めになったことだから、反対という意味じゃないけれども、そこら辺をやはり今後の運営の中では考えるべきだと思うので、それで結構です。もうそれで決めたんだったらね。

○議長（村上正弘君） もう答弁要りませんか。

ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(村上正弘君) 日程第6、報告第7号 平成19年度の健全化判断比率等の報告についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(友岡みどり君) 報告第7号 平成19年度の健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり議会に報告するものでございます。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、19年度は赤字ではなかったということでございます。

それから、実質公債費比率につきましては14.2%となっております。御承知のように、この公債費比率につきましては比率が高まると財政の弾力性が低下するという数字でございます。低下すれば他の経費を節減しないといけないというようなことで、数字を示されたものでございます。国の財政健全化基準が25.0%でございますので、それにつきましては適正な数値ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、将来負担比率でございますが、これは第三セクター、それから一部事務

組合、すべての会計に係る数値でございます。28.9%ということで、国の示した数字が350でございますので、これにつきましても健全財政であるという数値になっているところでございます。

それから、資金不足比率でございます。これは特別会計分でございますが、農業集落排水事業並びに簡易水道事業特別会計につきましては資金不足が生じていないというような表示になっております。

本町におきましては、19年度は健全財政であるという内容でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）今の報告の中で、実質公債費比率ですよ、14.2%と出ておりますけれども、これは決算書の中で出ている22.3%との関係はどういうふうになるんですか。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）決算書は構成比率、全体の決算額に対して幾ら充当されたか、執行したかということであると思うんですが、この実質公債費比率につきましては、標準財政規模というのが、うちが約三十二、三億ありますが、それに伴って、実際にうちが自主財源を充当した金額を示しております。だから、交付税措置があっている分とか、そういう分を引いた金額。まあ単純に言えば、その分で自主財源をどれだけ充当したかという数字でございます。

それと、この公債費比率につきましては3カ年平均でございますので、そこは御承知おきください。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これから議案の委員会付託を行います。

9月5日議会運営委員会の協議結果を資料として配付しております。運営資料4ペ

ージをごらんください。なお、付託議案の朗読に際しては、議案名朗読は省略します。

認定第2号（所管分）、認定第6号、認定第7号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号（所管分）の7件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

認定第2号（所管分）、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号、認定第9号、議案第50号、議案第51号（所管分）、8件は、文教・厚生常任委員会へそれぞれ付託をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りをいたします。運営資料6ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程案のとおりに決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦勞でした。

散会 午前10時59分

平成20年9月9日